

福島県教育委員会平成27年5月定例会会議抄録

1 日 時	平成27年5月15日（金） 午前10時30分
2 場 所	教育委員室（県庁西庁舎9階）
3 出 席 委 員	高橋委員長、1番 浅川委員、2番 小野委員、3番 佐藤委員
4 議 事 内 容 及 び 経 過	
(1) 開 会	午前10時30分、委員長から5月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、浅川委員、小野委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。 教育長から提出事件について次のとおり概要説明があった。 (説明概要) 報告第1号は、平成28年度使用教科用図書の採択等に関する答申について報告するもの。 報告第2号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。
(6) 会 議 の 非 公 開	ここで、委員長から、本日の審議のうち、報告第2号について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。
(7) 報 告 事 項 報 告 第 1 号	平成28年度使用教科用図書の採択等に関する答申について（報告第1号）、義務教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、了承した。 委 員 長：今回は中学校の教科書と絵本本が対象となるということか。

義務教育課長：そのとおりである。

佐藤委員：市町村で教科書を採択するための期間は1か月半から2か月程度になると思う。

まず市町村の事務局が教科書を選んで、その後、教育委員会に諮るという流れになると思うのだが、教育委員会の中で教科書の中身を実質的に精査する市町村もあるのか。それによつては、採択の日程がずれ込んだり、ギリギリになるような場合もあると思うが、その辺りの猶予も含めた上でのスケジュールになっているのか。

義務教育課長：例えば、郡山市は市単独で採択をするが、県北では福島、伊達、安達を合わせて全体で採択をする。また、会津では会津と南会津を合わせて採択をするし、いわき市は市単独で採択をする。このように、市単独として採択地区となっているところと、地域として採択地区となっているところがあるが、それぞれの採択地区では、県から出される調査研究資料をもとに、再度調査研究を行い、どの教科書を使用するかを決定する。そして、その決定を受けて各市町村教育委員会で最終的に決定することになるが、市町村教育委員会でも採択地区の意向を十分に反映させることになっているので、採択地区において選んだものと同じ教科書を採択することとなる。タイトなスケジュールではあるが、市町村の教育委員が実際に教科書を見たいという場合には、教育委員会の場においてだけではなく、その前においても、実際に教科書を見て精査していただくことは可能である。

これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。

委員長が、平成27年4月定例会会議録の承認を求めたところ、全員異議なく承認した。

(8) 前 回 会 議 録 の 承 認

(9) 報 告 事 項

<p>報告第 2 号</p> <p>(10) 次 回 の 日 程</p> <p>(11) 閉 会</p>	<p>訓告処分等について（報告第 2 号）、職員課長より説明があり、了承した。</p> <p>平成 27 年 6 月 12 日（金）午後 1 時 30 分に定例会を開会することが決定された。</p> <p>午前 10 時 47 分閉会となった。</p>
--	--